

(仮称) 北海道こども基本条例素案 (たたき台) の考え方

《 I 総則》

【1 目的】

- こども施策の推進に関し、基本理念を定め、道の責務や保護者等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、社会全体でこども施策を総合的かつ計画的に推進し、こどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことを規定したいと考えております。

【2 定義】

- こども基本法と同様に「こども」については、「心身の発達の過程にある者」、「こども施策」については、「こどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策」と定義するとともに、条例には「保護者」や学校・児童福祉施設などを含めた「学校関係者等」、「こども・子育て支援団体等」についても定義したいと考えております。

【3 定義】

- ①～④については、こども基本法と同様に、子どもの権利条約の4原則である、「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「意見の尊重」、「最善の利益」を踏まえ、規定したいと考えております。
- ⑤については、国や市町村のほか、次の4で役割を規定する、保護者、学校関係者等、事業者、こども・子育て支援団体等、道民が相互に連携・協力して社会全体でこどもを支えるための取組を推進することを規定したいと考えております。

【4 責務・役割】

- 社会全体でこどもを支えるため、道の責務をはじめとして、こどもに関わる関係者の役割について規定したいと考えております。

【5 市町村との連携協力】

- こども施策の推進に当たっては、道と市町村との連携が不可欠であることから、市町村との連携協力について規定したいと考えております。

《Ⅱ 基本的施策》

【○こども計画】

- こども基本法では、都道府県にこども計画の策定を求めており、道では、こども施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として「北海道こども計画」を策定することを条例に規定したいと考えております。

【○こども施策に対するこども等の意見の反映】

- 道は、こども施策の策定等に当たり、こども等の意見を反映させるため、意見の聴取その他の必要な措置を講ずることを規定したいと考えております。

【○こどもの社会参加の促進】

- 道は、こどもが社会の一員として尊重され、年齢及び発達に応じて、社会的活動に参画できる環境の整備に努めることについて規定したいと考えております。

【○推進体制の整備】

- 国や市町村、4で役割を規定した者との連携の強化に努め、医療、保健、福祉、教育、療育等に関するこども施策が適切に行われるよう、社会全体でこどもを支える取組の推進に必要な体制を整備することを規定したいと考えております。

【○こども権利の周知・擁護】

- こどもの権利の周知や擁護に関し、次の内容を規定したいと考えております。
 - ・ 広報活動等を通じこの条例やこども基本法の趣旨や内容について道民に周知を図り、その理解を得るよう努めること
 - ・ こどもが、自身の権利が尊重され、保障されていることを認識するとともに、他者を尊重することができるように必要な措置を講ずること
 - ・ いじめや虐待などの権利侵害や不安、悩みが解消されるよう相談窓口の周知や普及啓発、こども又は保護者等からの相談に対応する支援体制の充実に努めること

【○こどもの居場所づくり】

- 国の「こどもの居場所づくりに関する指針」の趣旨を踏まえ、こどもが地域において、安全で安心して自分らしく過ごすことができる多様な居場所づくりの推進について規定したいと考えております。

【○財政上の措置】

- こども施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを規定したいと考えております。

《Ⅲ北海道こども施策審議会》

- 道におけるこども施策の推進を図るため、令和6年4月に施行した「北海道こども施策審議会条例」を統合したいと考えております。